

学校伝染病による出席停止のお知らせ

お子さんが、下記の学校伝染病にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」になります。出席停止の場合は、欠席にはなりません。なお、医師により登校の許可があったときは、下記「登校届」に保護者が記入の上、学校に提出してください。

◆ 学 校 伝 染 病 と 出 席 停 止 の 基 準 ◆			
病 名		出 席 停 止 の 期 間(H24.4 改正)	
第一種	鳥インフルエンザ (N5N1)	治癒するまで (病気が治るまで)	
第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ解熱した後2日経過する迄	ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるときは、左記にかかわらず登校できる。
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹 (はしか)	熱が下がって3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳、顎または舌の下が腫れ出した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで	
	風疹 (三日はしか)	発疹が消えるまで	
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状がなくなったあと2日経過するまで	
第 三 種	結核	専門医等において感染のおそれがないと認められるまで	病状により学校医・専門医により 伝染の恐れがないと認められるまで
	腸管性大腸菌感染症 (O-157等)		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ・細菌性下痢		
	溶連菌感染症		
	ウィルス性肝炎		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	マイコプラズマ感染症		
感染性胃腸炎 (ノロウイルス等)			
その他			

キリトリ

登 校 届

練馬区立上石神井中学校 学校長殿

病名 _____ 医療機関名 _____

上記の疾病について _____ 月 _____ 日から加療の結果、

医師から登校許可がありましたので、 _____ 月 _____ 日から登校させます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 年 _____ 組 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印